

## 静岡都市計画 区域区分の変更

静岡都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

区分 \ 年次	令和 2 年度 (基準年)	令和 12 年度 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	677.9 千人	おおむね 646.2 千人
市街化区域内人口	633.1 千人	おおむね 604.0 千人
配分する人口	—	おおむね 601.8 千人
保留する人口	—	おおむね 2.2 千人
特定保留	—	—
一般保留	—	おおむね 2.2 千人

### 3. 産業フレーム (静岡県)

区分 \ 年次	令和 2 年度 (基準年)	令和 12 年度 (基準年の 10 年後)
県内工業出荷額	125,868 億円	おおむね 140,607 億円

(注) 産業フレームは静岡県全体で設定している。

## 理 由

本都市計画区域における市街地及び周辺の開発動向、今後の産業の見通し等を踏まえ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分を本案のとおり変更する。

## 変 更 理 由

都市計画法第6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」や、都市化の動向、都市整備の状況、農業的土地利用の状況等を勘案し、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画を変更する。

変更理由は、当初、筆界にて線引きしていたが、その後、圃場整備事業による筆界の変更に伴い、現在の筆界と区域区分線にずれが生じたため、現在の筆界に合わせて区域区分界を見直す。

なお、実態として、市街化区域に編入する区域については、住宅用地として利用されており、市街化調整区域に編入する区域については、農用地として営農している。

このことから、筆界による区域区分線の修正は、周辺環境に影響が生じない範囲での変更を行うものである。

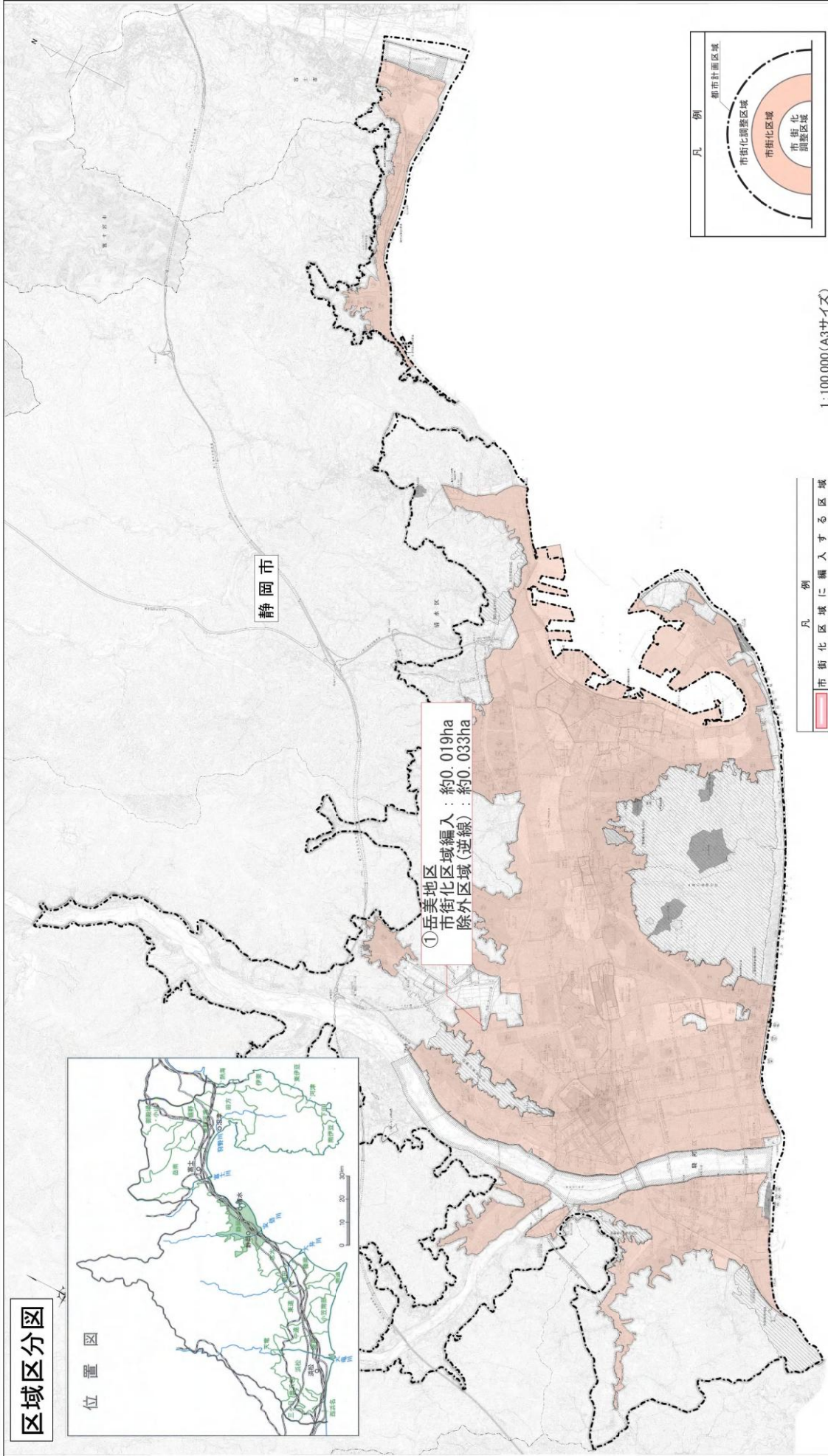
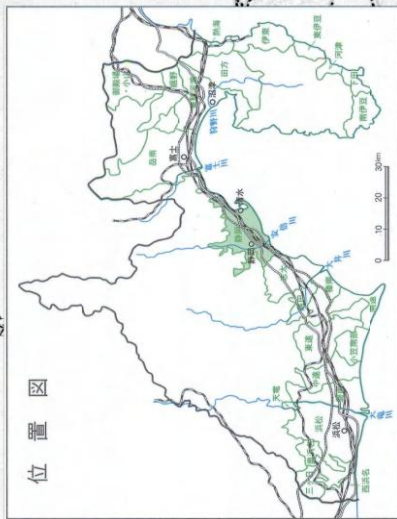
## 変 更 概 要

	市街化区域面積	
	追加	除外
岳美地区	約 0.019 ha	約 0.033 ha
合 計	約 0.019 ha	約 0.033 ha

変更前市街化区域面積	約 10,537.0 ha
変更後市街化区域面積	約 10,537.0 ha

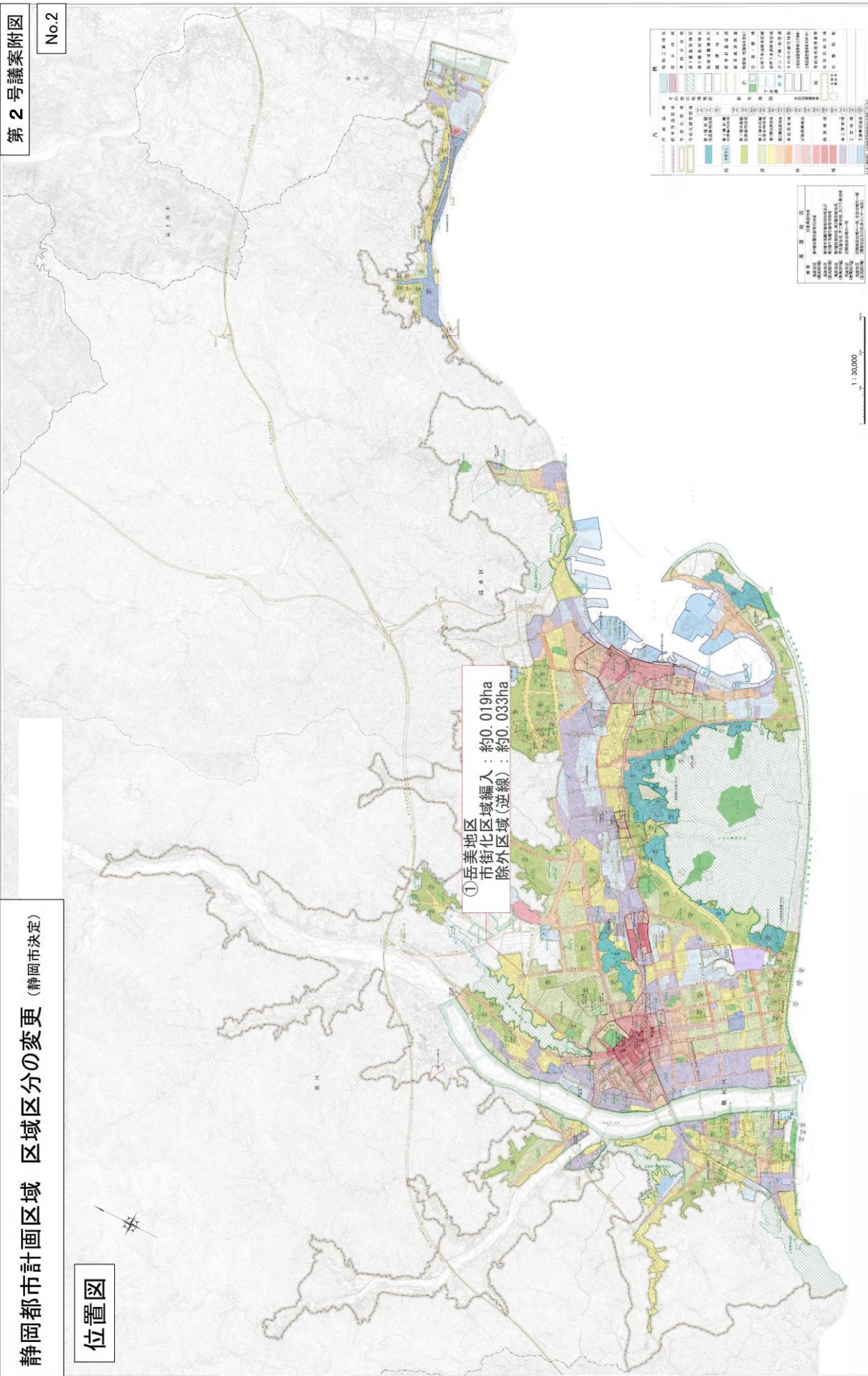
静岡都市計画区域 区域区分の変更 (静岡市決定)

区域区分図



静岡都市計画区域 区域区分の変更 (静岡市決定)

位置図

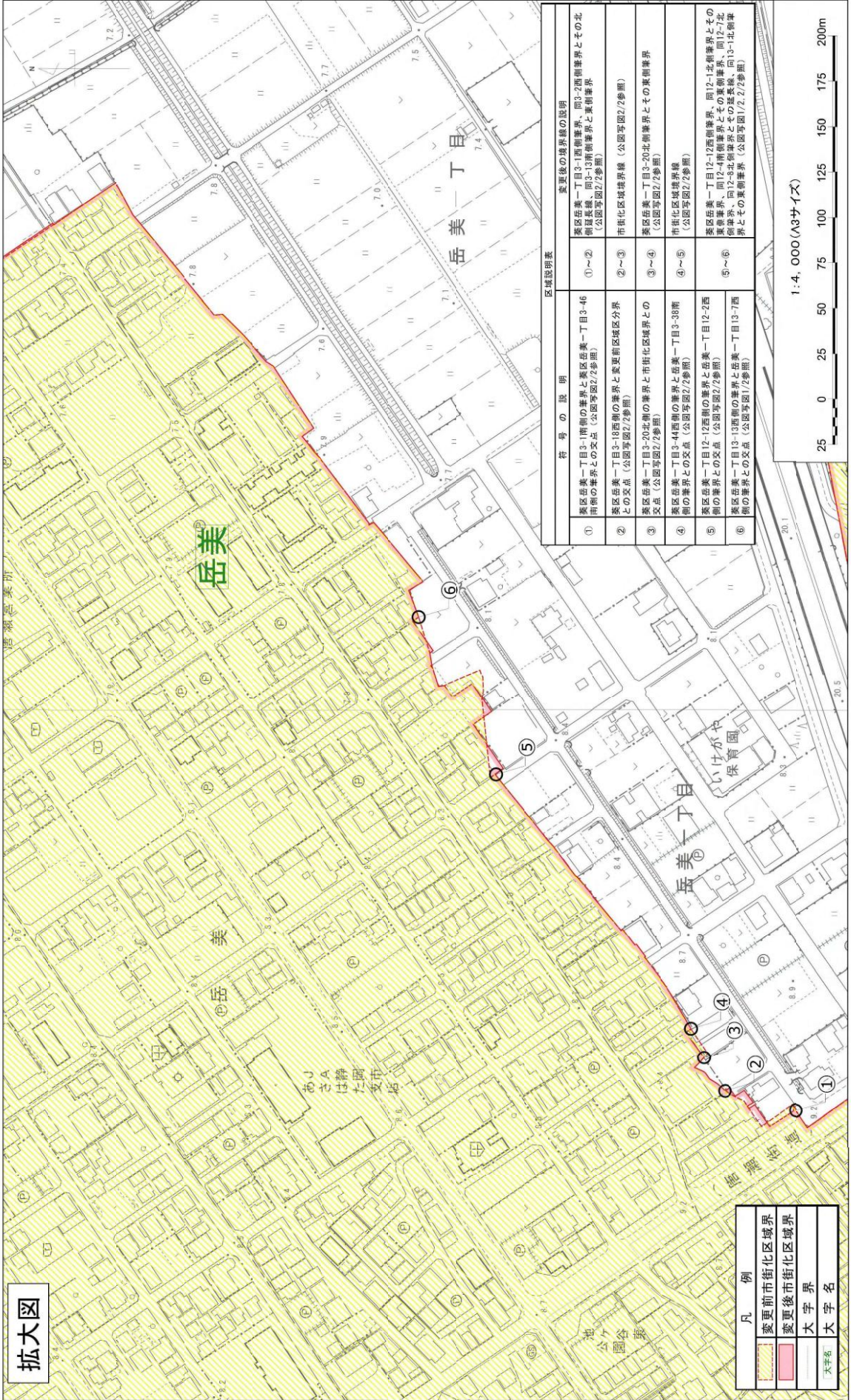


第2号議案附图

No.3

静岡都市計画区域 区域区分の変更 (静岡市決定)

拡大図



区域説明表		区域説明表	
符号	説明	符号	説明
①	岳区岳美一丁目3-1西側の境界と岳区岳美一丁目3-46南側の境界との交点 (公図写図2/2参照)	①~②	変更後の境界線の説明 岳区岳美一丁目3-1西側の境界、同12-2西側の境界とその北側延長線、同3-13南側の境界と東側の境界 (公図写図2/2参照)
②	岳区岳美一丁目3-18西側の境界と東区細川地区区分との交点 (公図写図2/2参照)	②~③	市街化区域境界線 (公図写図2/2参照)
③	岳区岳美一丁目3-20北側の境界と市街化区域境界との交点 (公図写図2/2参照)	③~④	岳区岳美一丁目3-20北側の境界とその東側の境界 (公図写図2/2参照)
④	岳区岳美一丁目3-44西側の境界と岳美一丁目3-38南側の境界との交点 (公図写図2/2参照)	④~⑤	市街化区域境界線 (公図写図2/2参照)
⑤	岳区岳美一丁目12-12西側の境界と岳美一丁目12-2西側の境界との交点 (公図写図2/2参照)	⑤~⑥	岳区岳美一丁目12-12西側の境界、同12-1北側の境界、同12-4南側の境界とその延長線、同12-7北側の境界、同12-8北側の境界とその延長線、同13-1北側の境界とその東側の境界 (公図写図1/2、2/2参照)
⑥	岳区岳美一丁目13-13西側の境界と岳美一丁目13-7西側の境界との交点 (公図写図1/2参照)		

凡例	
	変更前市街化区域界
	変更後市街化区域界
	大字界
	大字名